



柏市監査委員告示第 7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき柏市職員措置請求に係る監査を行ったので、別紙のとおり公表します。

平成24年 5月18日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	日	暮	榮	治
柏市監査委員	市	村		衛

## 1 請求の受理

本件請求は，所要の法定要件を具備しているものと認め，平成24年3月28日これを受理した。

## 2 請求人

次のとおり5名

■■■■■■■■■■ (以下「請求人甲」という。)

■■■■■■■■■■ (以下「請求人乙」という。)

■■■■■■■■■■ (以下「請求人丙」という。)

■■■■■■■■■■ (以下「請求人丁」という。)

■■■■■■■■■■ (以下「請求人戊」という。)

## 3 監査の実施

### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成24年4月23日，地方自治法第242条第6項の規定により，請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

これに対し，同日請求人から証拠資料の提出があり，併せて陳述を聴取した。

### (2) 請求の要旨

柏市職員措置請求書及び請求人の陳述内容から，請求の要旨を次のように解した。

柏北部中央地区小学校（現柏市立柏の葉小学校）建設予定地に係る汚染土壌除去費用負担金として，柏市が土地区画整理事業施行者である千葉県に平成23年4月12日に支出した金74,712,225円のうち金67,934,160円は一般地権者4名が負担すべき費用であるのに，これを柏市が一括負担して支出したことは，地方自治法第138条の2，同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項等に違反し，市長の裁量権を超える違法なものであり，これを是とした市議会の議決も容認できない。

さらに，柏市の財政事情は，平成21年度の経常収支比率が96.6%，借金残高は2,155億円という極めて厳しい

状況で、6,800万円もの公金を安易に負担支出できる状況にはない。

よって、柏市監査委員は、柏市長秋山浩保に対し、一般地権者4名に対して金67,934,160円の不当利得返還請求を行うよう勧告されたい。

#### 4 監査の結果

本件請求において請求人は、「柏北部中央地区小学校整備事業負担金」74,712,225円のうち一般地権者4名が負担すべき費用67,934,160円を柏市が一括負担して支払うことは明らかに違法・不当であると主張し、市長が一般地権者4名に対し不当利得返還請求を行うよう求めている。

また、本件請求に先立つ平成23年5月30日には、「柏北部中央地区小学校整備事業負担金」74,712,225円のうち金67,934,160円は一般地権者4名が負担すべき費用であるのに、これを柏市が一括負担して支払ったのは違法・不当であり、市長及び副市長に対し連帯して柏市に返還する措置をとるよう求める柏市職員措置請求書（以下「前回請求」という。）が本件請求の請求人甲を含む住民8名により提出されているが、当該前回請求については、平成23年7月26日に、監査委員の合議が調わず監査結果を出すことができなかつた（合議不調）旨を通知している。

両請求を比較すると、求める措置の内容は、前回請求では「柏市長及び副市長が連帯して金67,934,160円を返還すること」であったのに対し、本件請求では「柏市長が一般地権者4名に対し金67,934,160円の不当利得返還請求を行うこと」となっている。

すなわち、本件請求において異なる証拠資料が提出され、求める措置の内容こそ相違するものの、いずれも違法・不当な公金の支出を摘示している点において、本件請求は前回請求と同一の財務会計行為を対象とするものであると判断する。

監査請求の同一性については、昭和62年2月20日最高裁判決により「監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事

実につき違法，不当事由が存するか否かを監査するに当たり，住民が主張する事由以外の点にわたって監査できないとされているものではなく，住民の主張する違法，不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。」と判示されている。

さらに「普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為を違法，不当であるとしてその是正措置を求める監査請求をした場合には，特段の事情が認められない限り，右監査請求は当該行為が違法，無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を当該普通地方公共団体において行使しないことが違法，不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものと解するのが相当である。」とも判示されている。

以上のとおり，異なる証拠資料が提出され，また，求める措置の内容が異なる場合でも，対象とする財務会計行為が同一であるならば，同一の請求と判断するのが適当である。

次に，本件請求における請求人についてであるが，請求人甲は前回請求における請求人でもあり，かつ前回請求を受けての住民訴訟（係争中）の原告の一人でもあること，また，請求人乙，請求人丙，請求人丁及び請求人戊（以下「他4名」という。）は前回請求における請求人とはなっていないことを確認している。なお請求人甲については，同一人が同一内容の請求を再度提出したことになるが，前回請求において監査委員の合議が調わず監査結果を出すことができなかったという事情を勘案し，本件請求においても他4名とともに請求人たる当事者適格を認め，請求を受理したものである。

本件請求においては新たに他4名が請求人に加わっているが，この点については，行政実例（昭和34年3月19日自丁行発第37号）があり，「同一事件について同一内容の監査請求が異なる住民によってなされた場合，既に行った監査の結果に基づいて，請求に係る事実が判断できるときは，その旨を請求者に通知すれば足りる。」とされている。

本件請求において主張されている請求理由及び事実証明書の内容並びに陳述における請求人の主張及び証拠書類については、すでに前回請求に基づき監査を実施した過程において十分な検証を行ったところであり、改めて監査を実施する必要はないものと判断する。

以上のことから、前回請求に係る請求人への通知（平成23年7月26日付け柏監第61号の写し。別添）と併せて、本件請求に係る通知とする。